

はじめに

1. 「地方三新法」体制

郡区町村編制法、区町村会法

明治一七(一八八四)年の区町村会法改正・戸長管轄区域拡大など 【1】

☆近代的な地方自治制度が未整備。

憲法制定を目前に控え、それを支える近代的な地方自治制度が必要になる。こうして、明治二一(一八八八)年市制町村制、同二三(一八九〇)年府県制・郡制が制定される。

2. 明治二一(一八八八)年市制町村制の制定

近代社会を支える近代的自治制度の成立 【2】

☆市制町村制は、当時のプロイセン・ドイツの法制を念頭に置いて策定される。

近代的な地方自治原則である自治と分権を採用。自治体を法人と規定。

自治体の運営のために、名誉職自治制度を導入。

名誉職の要素：素人、義務、無給＝自治行政と議会の担い手

3. 都市の法と郡村の法

①都市部と郡村部では、人情・風俗・経済活動等が異なることを承認。そのうえで、都市部には都市法制である市制を適用し、郡村には町村制を適用する。 【3】

②「市制標準」：内務省が定めた市制施行地のガイドライン 【4】

③城下町(武士の都市)の衰退：武士が集住する城下町の衰退

行政地域や課題の拡大とそれに伴う財政負担増など、市制施行には困難な状況が予想される。

☆市制の適用をうけて近代都市としての性格を明示するのか、町村制を選択して都市としての制度整備をひとまず置くのか。各地の住民にこのことが問いかけられる。

市制施行か町村制の採用かの決定には、地域住民の意向が大きく左右することになる。

第一章 市制と町村制

市制と町村制の基本的な考え方は同じ(自治と分権)。しかし、両者には相違がある。

1. 議員選出方法の違い

市は三級選挙制度(市制第一三条)、町村は二級選挙制度(町村制第一三条) 【5】

※等級選挙制とは

2. 執行機関の違い

市は参事会、町村は町村長。参事会制度(合議制執行機関)が本来のあり方。 【6】
※市長・助役は市公民でなくてもよい。町村長・助役は町村公民でなければならない。
(市制第五三条、町村制第五三条)

3. 監督制度

市は、府県(知事)と内務大臣(市制第一一五条)

町村は、郡(長)・府県(知事)・内務大臣(町村制第一一九条)

☆市制と町村制で法制度上大きな相違はまだない。しかし、都市と郡村間に存する社会的・経済的相違を認め、それぞれに適合的な法制度を整備しようとする意図で法は制定されている。市制は近代都市法制として制定されたのであり、市制と町村制を分離した意味はここに明確になる。

第二章 市制か町村か 市制施行を求める松江の動き

1. 島根県の動き：県は、市制町村制施行に向けて各地の調査や行政実務の整備を行う。

①市町村制施行方取調委員の選任、各地の調査 【7】

市町村施行方取調委員：(委員長)書記官中條政恒、(委員)県属齋藤直男・石井信敬
・田中知邦・山田勇・藤岡直蔵・毛利八彌・原田貞男

さらに、島根外二郡書記永井卓一・高橋義比・外山盛恭

※市町村制諮問会の実施 【8】

②市制町村制施行に向けた実務上の整備 【9】

土地台帳、戸籍編成事務等の処理

共有財産・基本財産調査

2. 『山陰新聞』論調

①松江にとって大きな問題は、市制を施行するのか町村を採用するかを選択。

『山陰新聞』は、早期に市制施行を主張。

岡本金太郎起稿「松江の市制 緒論」(『山陰新聞』明治21(1888)年9月24日付)
など 【10】

☆市制町村制に対する住民の関心の低さを嘆き、市制施行を訴える論調。そこには、新しい社会の出現に対応し、新しい都市松江を建設しようとする意欲がうかがえる。

3. 住民の動き

①最も重要なのは、市制実現に向けた住民の意向と運動。しかし、明治二一(一八八八)年九月頃までは目立った動きはない。

「我が松江人が市制に対する覚悟は如何」(『山陰新聞』明治21(1888)年7月2日付) 【11】

※しかし、動きがなかったわけではない。 【12】

「松江商工会」(『山陰新聞』明治21(1888)年7月6日付)

②九月頃から市制施行を求める動きが強くなる。

「自主会」(『山陰新聞』明治21(1888)年9月16日付) 【13】

「第三回松江商工大懇親会」(『山陰新聞』明治21(1888)年10月4日付) 【14】

重要:「松江有志大会」(『山陰新聞』明治21(1888)年10月18日付) 【15】

※松江周辺町村の意向は? 【16】

4. 「松江市創定に関する聯合諮問会」 【17】【18】

①一一月一五日、県の要請を受け聯合諮問会開催(寺町東林寺)

各町村会選出の議員三四名、中條書記官他県属官が傍聴。議長は大野島根郡長。答弁官は永井・高橋・外山三郡書記官。

主な議論: ①市制施行可町制施行か? ②松江市の境界は?

②諮問会では議論が白熱。容易にまとまらず。数日かけて議論はようやく結了。

町村制施行を求める主張もあるが、最終的には市制施行でまとまる。ただし、市域確定については不明確な部分を残す。

聯合諮問会の結論を受け、県は、松江の市制施行を内務省に上申する(中條書記官が上京)。

第三章 市制施行決定後

1. 市制施行の告示 【19】

明治二二(一八八九)年二月二日内務省告示第一号: 松江に市制を施行することが告示される。

2. 市制施行(四月一日)までに解決しなければならない問題

①市域の確定: 最後まで残された課題

三月九日県令第二〇号 【20】

②市制施行の準備

選挙準備: 「戸長協議会」(『山陰新聞』明治22(1889)年3月7日付) 【21】

市役所開設までの事務処理: 松江市役所開設まで、島根・秋鹿・意宇三郡長が取り扱う。 【22】

*これ以外に戸長役場の残務処理もある。

おわりに

1. 松江市政の開始

①市会議員選挙: 四月二八日～三〇日 【23】

三級選挙。議員三〇名。

②市長選出: 第一回市会で候補者三名選出(市制第五〇条、第四四条) 【24】

決選投票の結果、福岡世徳を選出(第一回目: 三〇票中一二点、第二回目: 三〇票中一七点)。その後、岡崎運兵衛(三〇票中一六点)、長尾義勝(三〇票中二〇点)を

順次選出。

③助役、名誉職参事会員の選出：第三回市会(市制第五条、第四四条) 【25】

助役：高橋義比(二八票中二〇点)

名誉職参事会員：佐藤喜八郎、香西真一郎、岩本武一郎、藤岡暢茂、渡部寛一郎、三島佐次右衛門を順次選出。

☆こうして、松江市政が本格的に始動する。

2. 都市化は確実に進みつつある。

①街灯設置 【26】

②公園整備 【27】

3. 松江市民としてのまとまり

地域としての纏まりを維持しようとする動き

@「二四六〇人の大運動会」明治21(1888)年10月4日：松江市街及び市外接続各学校運動会

@「松江懇親会」(『山陰新聞』明治22(1889)年2月17日付) 【28】

(しかし)

@「天神町懇親会」、「灘町親睦会」など 【29】

(ゆえに)

@「松江市階級の大患」(『山陰新聞』明治22(1889)年4月8日付) 【30】

4. 近代都市松江の課題

①近代産業の育成・発展 【31】

②市制施行決定後の松江市民の様子 【32】

☆市制町村制制定は、全国の都市住民に市制か町制かの選択を迫る。たとえば、人口二万五千人に満たなくても市制を施行した水戸市の事例があり、人口三万人を超えていても市制施行を躊躇した都市もある。松江市の成立は、住民が市制施行を選択し、それに向けて運動した結果。

これ以後、城下町松江は近代都市松江市として新たに出発する。しかし、近代都市としての発展の道は容易ではない。